

( 質問 )

地震保険の損害認定と自治体の罹災証明書の罹災の程度は、どのような関係にあるのですか。

( 回答 )

地震保険の損害認定と自治体の罹災証明書の罹災の程度は、関係ありません。地震保険金の請求にあたっては、罹災証明書は必要ありません。

( 問い合わせ )

連絡先 一般社団法人 日本損害保険協会 そんぼADRセンター  
電話番号 0570 - 022808

( 質問 )

大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言後でも、地震保険の契約はできますか。

( 回答 )

地震災害の警戒宣言が発せられた後は、「地震保険に関する法律」に基づき、当該地域に所在する建物・家財について地震保険の新規契約の引受け及び既契約分の契約金額の増額はできないことになっています。

なお、警戒宣言発令中に満期を迎える地震保険契約については、契約金額が同額以下であって、同じ契約内容であれば、継続して契約できます。

( 問い合わせ )

連絡先 一般社団法人 日本損害保険協会 そんぼADRセンター  
電話番号 0570 - 022808